

## 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

| 非課税の対象施設  | 非課税割合 |
|---|-------|
| <p>1 次の施設に係る水槽の設置部分<br/>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水槽</p>   | 全 部   |
| <p>2 次の設備のポンプ室<br/>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備</p>  | 全 部   |
| <p>3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室、パイプスペース及び電気配線シャフトの部分<br/><br/>室内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備誘導灯排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター、漏電火災警報機、連結散水設備、連結送水管</p> <p>※ ポンプ室又は電源室にこれらの設備と一般用の設備が混在している場合は、それぞれの設備に係る占有面積に応じて室の面積を按分します</p> | 全 部   |
| <p>4 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分</p>  | 全 部   |
| <p>5 次の設備の消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等<br/><br/>泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>   | 全 部   |
| <p>6 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>  | 全 部   |
| <p>7 消火栓箱、消火用具の格納箱等</p>   | 全 部   |
| <p>8 避難器具の設置部分</p>  | 全 部   |
| <p>9 排煙施設の風道及び排煙機の設置部分</p>  | 全 部   |
| <p>10 階 段<br/>                     (1) 特別避難階段の階段室及び附室<br/>                     (2) 避難階段の階段室</p>   | 全 部   |

|                       | (3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階に通ずるものの階段室<br>(4) (1) ~ (3) 以外の階段室 (防火区画しているものに限る)  | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
|-----------------------|---|---------------|----|-----------------------|------|-----------------------|------|-----|
| 11                    | 廊下の部分   | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
| 12                    | 避難階における屋外への出入口の部分<br>※ 原則として扉、壁等で区画されているものを対象とします   | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
| 13                    | 非常用の進入口 (バルコニーを含む)  | 全 部           |    |                       |      |                       |      |     |
| 14                    | 中央管理室 (4の部分を除く)   | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
| 15                    | 昇降機等<br>(1) 非常用エレベーター及び乗降ロビー  | 全 部           |    |                       |      |                       |      |     |
|                       | (3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階に通ずるものの階段室<br>(4) (1) ~ (3) 以外の階段室 (防火区画しているものに限る)  | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
| 16                    | 避難通路<br>(1) 静岡市火災予防条例に基づき設置義務のある次に掲げる施設に設置された避難通路のうち、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの<br>ア 劇場等 (火災予防条例第 53 条 (5) )<br>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店 (火災予防条例第 55 条)<br>階の客席の床面積が 150 m <sup>2</sup> 以上の場合に、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで達するように設置された有効幅員 1.6m (飲食店にあつては、1.2m)以上の避難通路<br>ウ 百貨店等 (火災予防条例第 57 条)<br>階の売場又は展示場の床面積が 150 m <sup>2</sup> 以上の場合で、その売場又は展示場に設けられた屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する、下表の幅員を有する主要避難通路<br><table border="1" data-bbox="217 1498 863 1615"> <thead> <tr> <th>階の売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150 m<sup>2</sup>以上</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>以上</td> <td>1.6m</td> </tr> </tbody> </table> また、階の売場又は展示場の床面積が 600 m <sup>2</sup> 以上の場合には、上記の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2m以上の補助避難通路 | 階の売場又は展示場の床面積 | 幅員 | 150 m <sup>2</sup> 以上 | 1.2m | 300 m <sup>2</sup> 以上 | 1.6m | 全 部 |
| 階の売場又は展示場の床面積         | 幅員  |               |    |                       |      |                       |      |     |
| 150 m <sup>2</sup> 以上 | 1.2m  |               |    |                       |      |                       |      |     |
| 300 m <sup>2</sup> 以上 | 1.6m  |               |    |                       |      |                       |      |     |
|                       | (2) 静岡市火災予防条例に基づき設置された避難通路のうち (1) 以外のもの<br>※ (1) の避難通路のうちスプリンクラー設備の有効範囲外のもの等  | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |
| 17                    | 喫煙所 (静岡市火災予防条例第 32 条に基づき設置されたもの)  | 1/2           |    |                       |      |                       |      |     |

|  |     |
|--|-----|
| 18 その他（行政命令に基づき設置されているもの）<br>（1） 避難階段の附室の設置を命ぜられた場合の当該附室<br>（2） 屋内バルコニー等の設置を命ぜられた場合の当該バルコニー等<br>（3） 防災センター等の設置を命じられ、中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等 | 1/2 |
|--|-----|

※ 非課税の対象となるのは、上記施設が床を占有する部分に限ります。

※ 階段、廊下等は建築基準法第35条に規定されたものに限ります。